

下松市・報道発表（配布）資料

令和 7 年 4 月 2 8 日

部 課 名	課 長	担 当 係 長	連 絡 先（直通）
企画政策課	高谷 憲和	品川 貴史	0833-45-1804
1. 件 名	「令和 7 年国勢調査下松市実施本部」の設置について		
2. 目 的	国勢調査を実施するに当たり、調査の組織的な対応、市民への広報、周知活動を円滑に行うため実施本部を設置する。		
3. 日 時	令和 7 年 5 月 7 日（水）		
4. 場 所	3 階企画政策課企画統計係		
5. 主催者	令和 7 年国勢調査下松市実施本部		
6. 内 容	下松市役所 3 階、企画政策課企画統計係に「国勢調査実施本部」の看板を掲げる。		
7. その他	資料 別紙のとおり		

令和 7 年国勢調査下松市実施本部設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 2 4 日

下松市長 國 井 益 雄

令和 7 年国勢調査下松市実施本部設置要綱

(目的)

第 1 条 令和 7 年国勢調査の実施に当たり、これを適正かつ円滑に実施し、もって事務処理の万全を期するため、令和 7 年国勢調査下松市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 実施本部を企画財政部企画政策課に置く。

2 実施本部は、本部長及び事務局で構成する。

3 事務局に事務局長、事務局次長、庶務広報班、指導審査班及び調査回収班を置く。

(構成)

第 3 条 本部長は、企画財政部長をもって充てる。

2 事務局長は、企画政策課長をもって充てる。

3 事務局次長は、企画政策課企画統計係長をもって充てる。

4 班員は、企画政策課職員、財政課職員、技術監理課職員及び事務局長の推薦のあった職員をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、実施本部の事務を統括する。

2 事務局長は、本部長の命を受け、各班の事務を統括する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐する。

4 班員は、事務局長の命を受け、調査事務を処理する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 4 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

令和7年国勢調査下松市実施本部の組織

構成	担当職員	事務分掌
本部長	企画財政部長	実施本部の事務を統括
事務局長	企画政策課長	各班の事務を統括
事務局次長	企画政策課企画統計係長	事務局長の補佐
班員	企画政策課職員 財政課職員 技術監理課職員 事務局長の推薦する職員	庶務広報班
		指導審査班
		調査回収班

班の分掌事務

●庶務広報班（企画政策課）

- 1 関係機関との連絡及び各班との調整
- 2 予算経理
- 3 調査の普及啓発（ティッシュ・うちわ配布・広報）

●指導審査班（企画政策課・財政課・技術監理課・推薦職員）

- 1 調査員・指導員の指導
- 2 調査関係書類の整理・審査・保管
 - 調査員 260名（一般・登録・職員）
 - 指導員（対策本部に在室する職員）
 - 日中・祝休日：企画政策課・財政課・技術監理課・推薦職員
 - 平日夜間：指導員に任命された職員（44名・調査員との兼務可）

●調査回収班（企画政策課・技術監理課）

- 1 調査票の回収
 - 未提出世帯を夜間・休日に訪問して調査票を回収
 - 回収チームは、2人1組で、2チーム～3チーム編成
 - 時期は、10月27日～11月9日の予定